

# 議会機能継続計画策定特別委員会記録

令和4年10月21日(金)午前9時59分～午前11時25分(909会議室)

## ○出席委員(11名)

委員長	宍戸 一照	副委員長	石原 洋三郎
委員	佐々木 優	委員	石山 波恵
委員	羽田 房男	委員	後藤 善次
委員	白川 敏明	委員	二階堂 武文
委員	尾形 武	委員	山岸 清
委員	渡辺 敏彦		

## ○欠席委員(なし)

## ○議会事務局出席者

次長兼総務課長	堀 江 清 一	議事調査課長	加 藤 淳
総務課課長補佐兼庶務係長	齋 藤 善 也	議事調査課課長補佐兼議事係長	佐 藤 康 典

## ○議題

### 1 議会機能継続計画の項目ごとの内容協議

午前9時59分 開 議

(宍戸一照委員長) ただいまから議会機能継続計画策定特別委員会を開催します。

まず、最初の議題といたしまして、議会機能継続計画の項目ごとの内容協議ということで、これを議題といたします。

初めに、前回の委員会で項目ごとの検討2回目として災害対策組織、行動基準、防災訓練、計画の見直しなどについてご協議をいただきました。各会派にお持ち帰りいただき、資料の②、第5回会派意見と考え方のおりご意見等がありましたので、意見に対する考え方とともに資料としてまとめましたので、ご覧いただきたいと思います。内容について事務局より説明させます。

(議会事務局総務課課長補佐兼庶務係長) それでは、資料②、第5回会派意見、考え方をお開きください。

まず、真政会さんのほうからいただきましたご意見についてなのですが、まず1つ、議会の災害対策会議設置要綱の会の設置について、設置することができるがよいというご意見がございました。こちらについては、他会派からも反対の意見等はないので、調整させていただきたいというような考えでございます。

それから、メンバーについてですが、議長、副議長、各会派の8人構成がよいというご意見です。こちら案のとおり他会派からも反対意見等はございませんので、この構成にしたいと思います。

それから、防災訓練のところについてでございますが、これについて実施するという文章がよいというようなご意見でした。この訓練については、3枚目のところに耀ふくしまさんのほうからもご意見がございます。こちら先にご覧いただきたいと思いますが、防災訓練を定期的実施と示すのであれば時期を明記すべき。時期を明記しないのであれば、必要に応じと修正すべきではないかというようなご意見でございました。こちらのご意見を踏まえまして、正副委員長と共に検討させていただいたのですが、年1回実施するというふうに明記をして修正とご提案をさせていただきたいと思っております。後ほどご議論をお願いします。

以上、真政会さんからは3つです。

次に、真結の会さんからのご意見です。6の行動基準の(1)、情報の収集・提供についてでございますが、緊急時にタブレットを携帯するのは大変ということですが、スマートフォンは皆さん携帯しているので、利便性の高いラインワークスがアプリのインストール不要でブラウザで使えますよということを周知することが必要ではないかというようなご意見をいただいたところです。こちらのご意見につきましては、内容的にはICT活用検討会のほうで検討いただきたいというふうに考えておりますので、ご了承いただければと思っております。

それから、市民21さんから合わせて4つ意見をいただいています。まず、1つ目です。見直しを行う組織は、代表者会において決定するとしてはどうかというようなご意見でした。今お示ししているのは、あくまでも見直しをする組織は代表者会とするというふうにしておりましたが、見直しを行う組織を代表者会において決定するというふうにしてはどうかというようなご意見です。その理由としましては、ここに書いてあるとおりなのですが、今までに実施計画や要望など上位に来るマニュアルについて、代表者会が見直す内容を決めたことはないし、また見直す内容を考慮した際選択肢を増やしたほうがよいというご意見です。内容量が多い場合、他の組織で検討したほうがよいという場合もあるかもしれないというようなことでございます。考え方のところ、ご意見を踏まえて、組織について協議しますというふうにしておりましたが、この見直しの組織についての他会派からのご意見は今のところございませんでした。後ほどご議論いただきたいと思いますが、一つ案としまして見直しを行う組織は代表者会とする。今のとおりです。ただし、このご意見を踏まえて、内容に応じて代表者会以外の組織でも見直しができるように、ただし書きの規定を入れてはどうかというふうに今のところ考えてございます。後ほどご議論をいただければと思っております。

次のページです。2番、大雪の場合の議会の対応の仕方、議員の対応の仕方についてもう少しシミュレーション、議論してほしいというようなご意見です。市では災害対策本部を設置しているが、議会で立ち上げなくてよいのか。また、議会災害対策会議を立ち上げた際、具体的に個別の除雪依頼ができなくなるが、その場合どのようにすればよいかというようなご意見、ご質問でございます。併せ

て、3つ目のところもちょっとご覧いただきたいと思いますが、市のマニュアルに定められているとはいうものの、現地災害対策本部と避難所との連携はうまくいっているとは言えない状況の中で、議員の行動基準、立ち位置はどのようにあるべきなのか検討してほしい。地区自主防災組織等と連携しどうたわれているものの、支所、避難所、地区組織などの中で議員の立ち位置を検討すべきであるというものです。

それから、4つ目も併せて確認いたしたいと思いますが、4つ目、次のページです。災害対策会議の所掌事務の情報収集、要望、提言、依頼事項について、さらに詳細なるフローチャートを作成すべきであるということで、括弧で国、県からもろもろ、議員、家族などほかというところで、詳細に作成すべきだというご意見をいただいたところです。

まず、2つ目の大雪の部分のお話でございますが、まずご確認をいただきたいと思いますが、大雪の場合、対象災害等のうちその他②の特に議長が必要と認めるときに含むということを経済委員会のほうで確認をしているかと思っておりますので、再確認をお願いします。議会災害対策会議について、設置できるで各会派の意見はございませんので、設置できる規定になると思っておりますが、そうであれば大雪に限らず状況を鑑みて設置するかどうか議長が判断するということになりますので、今後ご確認いただきたいです。議会災害対策会議を設置した場合除雪依頼ができないことについては、他の災害等も含め、災害発生直後、当局が災害対応に非常に多忙であるということを理解し、緊急性がある場合を除き、議会災害対策会議に一本化して要望することとしていますということで原則的なご回答をさせていただいていますが、前回は少しお話があったところで、緊急時の場合を除いては一本化しましょうというような確認をしているところでございますので、まずご確認をいただきたいというふうに思います。

3つ目、4つ目のところのフローの図でございますが、資料で④、フロー図を示しております。まず、前段ちょっとおわび申し上げますが、前回この資料をご説明するのが漏れてしまいまして、大変申し訳ございませんでした。今回の意見も踏まえて、前回から少し情報を増やして記載をしております。資料のほう、真ん中のほうに議会の欄のところがありまして、右側には当局側の災害対策本部、左側に議会事務局があります。一番下に市民がいらっしゃいますが、まず市民からの情報を議員の方、それから現地の本部である、当局側であれば支所などが情報を収集したり、提供したりというようなことで、右側からいきますと、前に確認したとおり、市民の方からの情報を収集し、災害対策会議に上げていくと。逆に災害対策会議からの情報を市民に積極的に伝えるというところの下に流れていく流れがあると。当局側の災害対策本部との関係性でいけば、市長と議長が連携、協力をし、また議会災害対策会議については本部のほうに情報提供や要望、提言をしていくというような情報の流れがあるというふうにご確認いただければと思います。一番上のところに左右に関係自治体の議会との連携、それから右側には国、県、関係機関への要望ということも前回から追加をして記載をしているものでございます。大まかな情報等の流れについてのフローという形でお示しをさせていただいているもの

というふうにご認識いただければと思います。

この中で議員の立ち位置という部分がありますが、当局側と議会、議員というところの中で、市民との間に立ってそれぞれの情報を収集したり、逆に提供するというような役割、それから情報の提供というような役割があるということで、市民の一員としてということで前回もお示しした中で表現をしておりますが、その中でそういった当局側の動きが市民への災害対応がスムーズにいくように協力をいただきたいというようなところが議員の役割として前回お示ししている内容でございますので、ご認識をいただければよろしいかなと、こんなふうに考えているところであります。

先ほどの②の資料に戻りますが、耀ふくしまさんから先ほどの防災訓練の部分以外について、案のとおり了承ですというようなご意見をいただいております。

公明党さん、共産党さんからはご意見なしということでございます。

ペーパーで頂いた内容については以上でございます。

**(宍戸一照委員長)** ただいまの各会派から前回の協議内容についてそれぞれご意見が出されておりますけれども、今の説明からも協議が必要と思われる項目、①番の1つとして防災訓練は年1回開催するのと同じような正副案について、これは耀ふくしまさんから時期の明示とか、もしくは外すべきであるというような意見が出されておりますが、正副案としては年1回の開催とするのと同じことでのご提案。それから、2番目として見直し組織ということで、先ほどの最後の部分での見直し組織ですね。見直しを行う組織は、代表者会で決定するのとするか、もしくは見直しを行う組織は代表者会とするというのが正副案でございますけれども、見直しを行う組織は代表者会で組織を決定すると、これが市民21さんからご提案をいただいた内容でありますので、これを2番目の協議事項。それで、3点目は大雪対応、議員の立ち位置、フローチャート等ということでありましたが、大雪の対応等については既に先ほど説明をいたしましたとおり、その他特に議長が必要と認めるということでこちらに含めるというふうなご了解をいただいておりますので、あれでありますけれども、そのほかに議員の立ち位置についてフローチャートで説明ということで、フローチャートの説明が前回抜けたということで、ただいま事務局のほうから詳細な説明がございましたけれども、その辺のフローチャートでの皆様のご意見、これでよろしいかどうかというふうな、この3点が協議が必要かなというふうに思われますので、この3点について協議をしたいと思っております。

まず、第1点目の防災訓練は年1回開催するのと同じことについて、修正案としてそのまま年1回と言葉を入れさせていただき、従前は開催すると漠然とした言い方でありましたけれども、耀ふくしまさんのご意見を踏まえて、やはり防災訓練の必要性というのは皆さんも既にお認めいただいておりますので、防災訓練といいましても中身は連絡訓練とか、情報伝達訓練とかも含めて、あと実施訓練も含めていろいろ中身については、訓練の内容についてはあろうかと思っておりますけれども、取りあえず年1回防災訓練を実施して、皆様の防災意識の維持と、それから今後の災害時の対応の確認というようなことで年1回実施するのと同じことにしたいと思っておりますけれども、これについてご意見があれ

ばお述べいただければと思います。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) では、耀ふくしまさん、年1回開催でよろしいですか。

(羽田房男委員) はい。ありがとうございます。

(宍戸一照委員長) では、年1回開催ということでご了解いただいたということで、次に進めたいと思います。

続いて、見直しの組織についてということで、先ほどの③の資料の一番最後、13ページ、⑩、計画の見直しということで、見直しを行う組織は代表者会とするということで正副案として提出されておりますけれども、市民21さんからは見直しを行う組織は代表者会で決定をするということで、言うなら代表者会が組織の決定を行うということでありますけれども、この見直しについては広範な内容を含むときもあれば、ちょっとした軽い内容、そういうものも含むときもあるということで、様々な事態に対応するため、まず第一義的に見直しを行う組織は代表者会で行う。これは、ご承知のとおり、緊急事態が発生した場合は災害対策会議というようなほぼ代表者会と同じような組織体で決定される、設置されるというような状況でありますから、そこを代表者会というものを一つの基準と考えまして、それで必要性があれば、先ほど事務局のほうから補足の修正がありました。組織体について、例えばもう一度このようなBCP計画のための検討会とか、そういうのを設けるとか、もしくは例えば議運とか、もしくは改革検討会とか、そういうような組織体に諮問するというような考え方もあろうかということで、そのような考え方でまず基本的にシンプルに見直しを行う組織は代表者会とした上で、代表者会が非常に広範な内容であるというふうに認めたときには、そういうような形で代表者会が諮問をするというような形で決定をしていくというような意味において、これについて皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) 正副案としては、基本的にシンプルに見直しは代表者会で行うけれども、先ほど説明がありまして、補足的にただし書として必要性があればというような形で、この文書の10番目の(2)に加えるというようなことで皆様のご了解を得られればそのように進めてまいりたいと思います。よろしいですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) ありがとうございます。

それから、3点目として、大雪の対応と、あと議員の立ち位置、あとフローチャートについて詳しく説明をさせていただきましたけれども、もう一度フローチャートをご覧いただければと思います。前回は、これよりもシンプルなフローチャートで説明をさせて……説明は漏れたわけがありますけれども、提示させていただきました。今回それをさらに皆様の意見等いろいろございましたので、それを踏まえながらこのようにさらに充実したものとし、そして議員の立ち位置、それから市民との関係

性、当局との関係性、それから災害対策本部との関係性ということで、今までこの場で議論させていただいた内容についてフローチャートにまとめた図でございます。皆様のご意見があれば、お述べいただければと思います。

**(渡辺敏彦委員)** このフローについてだけれども、市民が議会のずっと真下に書かれていました。そうすると、市長と災害対策本部とあって、これは情報等のフローだからいいのかもしれない、議会としては。だけれども、本部から真っすぐ行って市民に対しての情報だけれども、情報でなくて、例えば避難者対応とか何か、基本的には本部でいろいろやるべきところでしょう。我々は情報提供だけする形なのです、形は。ただ、メインにあるものだから勘違いするのだ。議会が中心で、当局が脇にあるように見えるのだ。だから、市長、本部員とかとずっとあって、一番下に市民というのが入っていて、そこで避難者対応とかしっかりやるとかかっていると勘違いするのではないかなと思うのね。我々は分かっているからいいのだ。分からない人もいと、議会が中心に見えるのだ。その辺でないかなと思うのだけれども、情報等のフローだから問題はないと思うのだけれども、多分立ち位置ということは避難所の対応とか、そういうのをどうするのだという疑問でないかと思うのだ。その辺もうちょっと分かりやすくつくったほうがいいのかなと思う。事務局長の下に市民があつては変だから、当局の下に市民があつて、そこでどういう対応をするか、参考までにいれておくなどすれば勘違いしないのではないかなと思う。情報のフローだから、我々は当局ではないのだから、対応を直接する人でないのだから、情報提供しろという答えだったのだよね、多分。その辺勘違いしないようなフローチャートにしたほうがいいのではないかなとこれ見て思いました。いかがですか。

**(穴戸一照委員長)** 基本的にはおっしゃる意味は、十分に議員の立ち位置ということで理解はするところです。基本的にまずご理解いただきたいのは、議会災害対策本部と我々議員というか、そのラインを中心に据えたということでの流れだから、議会を中心にして災害対策本部があつて、議員があつてというような流れでいくとこういうふうになりますよという、そこを中心にして書いたということなので、このような図になるわけなのですけれども、そのところは市民が一番下にきていると、一般的な見方からすれば市民の皆さんが一番下に書いてあるということが違和感を感じるというのが渡辺議員の。

**(渡辺敏彦委員)** 結局我々が中心に情報を上げて対応するのは違うから、市民が下にあるから、こっちの右側に。その辺の勘違いでないかなと思うのだ。

**(穴戸一照委員長)** おっしゃるとおりで。ただ、改めて申し上げれば、我々議員の情報の流れというものを中心に書いたというふうなことでの理解でお願い、フローチャートをつくったということをもまず第1点目をご理解いただければ。ただ、市民の書く位置の問題、これはなかなか難しいのかなと。渡辺委員が言うとおりの複雑になっている。確かにすぐ市長の本部のほうへ情報が届かないのではないかなというような危惧もありますけれども、その辺について事務局どうでしょう。

**(議会事務局総務課課長補佐兼庶務係長)** 一番下にございます茶色っぽい四角囲みが全体を市民とい

うふうにちょっと捉えていましたが、言葉で市民という文字が左側に載っていることがそういうふう  
にイメージ取られるという……

(渡辺敏彦委員) 今左側って真ん中にあるということでしょう。例えば市民をずっと当局の下まで持  
って行ってしまって、市民から支所の対策本部とかなんかにも情報とか上がるし、多分そっちのほう  
がいっぱい我々よりも上がると思うのだ。だから、これ見ていくとこちに市民がないから、我々が  
情報提供して当局が動くような格好に見えてしまう人がいるのでないかなと思うのだけれども。あと、  
情報等の等は何なのだ、これは例えば避難所対応か何かも含むのでないかという理解を……あれっ、  
違うのを見ているのでないか。古いやつだ。

(宍戸一照委員長) 新しいのがありますから。

(渡辺敏彦委員) 悪かったね。俺が言うとおりに直ったということか。

(宍戸一照委員長) 取りあえず見てください、新しいのを。

(渡辺敏彦委員) 分かった。了解。

(宍戸一照委員長) では、今渡辺委員のほうから新しいのをご覧いただいて、問題なしというふうな  
お答えをいただきましたが、ほかの皆様はいかがですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) では、このとおりということで、後でご意見があればこの後の会派の意見という  
部分でまた申し出ただけければと思いますけれども、フローチャートについては以上でございまし  
て、あと議員の立ち位置とか、そういうものについて修正されておりますけれども、市民21さん、い  
かがですか。この辺についてご意見をいただいたところですが。どうですか、副委員長。

(石原洋三郎副委員長) 結構です。

(宍戸一照委員長) では、立ち位置とか、そういうものを説明したフローチャートの部分については  
ご了解いただいたということでよろしければ、以上3点、課題となります協議が必要となります案件  
については、今正副で説明を申し上げたとおりでよろしゅうございますか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) では、そのようにまとめさせていただきますので、よろしく願いいたします。

(議会事務局総務課課長補佐兼庶務係長) そうしましたら、ありがとうございます。今ご確認いた  
だきました。そのほか前回の委員会の中でちょっとご意見等が出た部分を少し反映した部分がござい  
ますので、そちらの確認をさせていただきたいと思います。

資料の③をお開きください。③の7ページをお開きいただきたいと思います。6の行動基準でござ  
います。水色の文字が今回ちょっと追加をさせていただいたところ。緊急性がある場合の例示の  
下段に米印で追加しました。前回尾形委員のほうからご意見があった、緊急性があった場合、当局に  
伝えたものを議会の対策会議へ報告するという部分を反映させたものです。読み上げます。米印、緊  
急性がある場合として議員が直接市に連絡する場合は、その内容を所定の様式等により議長または議

会対策会議へ報告するという部分を追加いたしました。様式については、まだ後日お示したいと思いますが、こういったものを追加したということと、その下の四角囲みでございます。避難所における個別の要請案件の部分のお話でございましたが、下から2行目で、議員の役割を自覚し、災害対策現地本部への情報の一元化を図るため、避難所駐在員や、追加したのが避難所施設管理者と情報を共有し、協力するというこで、避難所施設管理者をちょっと追加させていただきました。前回指定避難所ではなく、それ以外の民間避難所という表現でございましたが、それ以外の避難所ができたときにはその施設管理者とも共有する必要性が出てくるかと思いましたので、そちらの施設管理者ということをちょっと追加をさせていただいたものでございます。

それから、8ページ目、一番上に括弧で、災害の発生時においてという記載だったのですが、対象災害というふうに表現しております。9ページ目でございます。応急期と復旧期の部分でございましたが、まず応急期の正副議長の⑤でございます。前回ちょっと文言が少しおかしかった部分だったので、整理をさせていただきました。現在の指針にあるものです。要請事案があると認めるときは、議会災害対策会議から災害対策本部へ要請しますというものです。

それから、復旧、復興期の部分でございましたが、前回山岸委員からご意見があった部分でございました。議会再開までの協議等の表現でしたが、明確に具体的に記載をさせていただきました。正副議長につきましては、④、本会議、委員会等の開催の検討。議員につきましては、④で本会議、委員会等への出席、事務局職員の部分につきましては④、本会議、委員会等の開催準備ということで、具体的に表明をさせていただいたものでございます。

前回の委員会のご意見等を踏まえて変更した部分、今ほどご説明させていただきましたので、よろしくご協議をお願いいたします。

以上です。

**(宍戸一照委員長)** 今事務局から説明いただきましたように、前回それぞれの方からご意見をいただいた部分についてはこのように修正を加えさせていただいたと。特に民間の団体とか、そういうところが避難所を設置した場合どうなるのかというふうな、そういうところの連携というようなご指摘、それから尾形委員から一方的な報告で終わってしまうのではないかということから、しっかりと議会事務局も災害対策本部に報告すべきではないかというようなご指摘をいただいたことについて修正点を加えさせていただきました。よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

**(宍戸一照委員長)** ありがとうございます。

それでは、次に移りたいと思います。本日の協議事項であります項目ごとの内容の協議3回目を行いたいと思います。本日は、災害発生時の議会運営及び8番目として感染症流行時の対応について、各項目について協議をしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

事務局、説明をお願いいたします。



**（議会事務局議事調査課課長補佐兼議事係長）** それでは、7の災害発生時の議会運営について説明をいたします。

こちらについては、議会が開会中のものについて記載したものであります。休会中の対応につきましては、6の行動基準の（2）について記載してありますことから、会議の期間中のものについて記載を行ったものというふうになります。まず、（1）から（4）というふうに大きく4つに分けて作成をいたしました。（1）は議員が被災した場合、（2）は説明員が被災した場合、（3）は事務局職員が被災した場合、（4）は初期対応の環境の確保というふうにさせていただきます。

まず、（1）につきましては、議員が被災した場合というふうになります。こちらについては、さらに3つに分けております。①として本会議の運営、②について議会運営委員会の運営、③について常任委員会及び特別委員会の運営についてというふうに3つの場合分けをしております。まず、①の本会議の運営でございますが、アの定足数を満たすときというふうにされております。こちらAとして、欠席議員があっても開会するというふうになっております。これは、定足数を満たしているので、欠席議員があっても開会するというふうになります。定足数を満たさないときになります。こちら定足数を満たさないときは、A、Bというふうに2つの場合分けをしたものです。Aは会議の期間の最終日でない場合、Bが会議の期間の最終日の場合というふうになっております。まず、Aでございますが、当日の本会議は流会となりますが、早急に代表者会、議会運営委員会を開催し、開会日の変更等の協議を行う。B、こちらは会議の期間の最終日の場合となりますが、こちらは当日の本会議は流会となるが、早急に代表者会、議会運営委員会を開催し、以下の対応を協議する。こちらは、対応ということで3つ挙げております。（A）、直近の時期に緊急会議を開催する。（B）、次の定例会議で対応可能な議案等は先送りにする。（C）、急施を要する案件は執行機関と協議をするというふうに記載をしております。ウ、正副議長が不在となったとき。こちらは、Aとして仮議長を選挙し、本会議を運営すると記載してございます。

②、議会運営委員会の運営。こちらについても、場合分けをして記載をしております。こちら、まず議会運営委員会のア、定足数を満たすとき、イ、定足数を満たさないとき、ウ、正副委員長が不在となったときというふうに3つの場合分けをさせていただきました。まず、アの定足数を満たすときということで、欠席委員があっても開催と。イの定足数を満たさないときは、当日の委員会は流会となりますが、新たな開催日を委員長が定める。ウが、正副委員長が不在となったときということですが、こちらはAとして年長委員が職務を代行するというふうになります。

③、常任委員会及び特別委員会の運営というふうになりますが、こちらもア、イ、ウの場合分けをしたものでございます。アは定足数を満たすとき、イが定足数を満たさないとき、ウ、正副委員長が不在になったときでございます。アの定足数を満たすときは、A、欠席委員があっても開催する。イの定足数を満たさないときは、Aということで当日の委員会は流会となるが、新たな開催日を委員長が定める。B、会議の期間の最終日まで議案等の審査を終了できない場合は、会議の期間の延長等

について代表者会、議会運営委員会で協議を行う。ウ、正副委員長が不在となったとき、A、年長委員が職務を代行する。

(2)として、説明員が被災した場合でございますが、説明員が多数被災し、議案の審査等に支障が生じるおそれがある場合には、会議（本会議）、委員会等の開会日の変更等を検討する。

(3)、事務局職員が被災した場合。こちら2つの場合分けをしたものです。アが被災者が少数のとき、イが多数のときというふうに分けたものです。まず、被災者が少数のときでございますが、A、課内、課間の応援体制により会議（本会議）、委員会等を運営する。イ、被災者が多数のときは、A、状況によっては会議（本会議）、委員会等の開会日の変更等を検討すると記載させていただきました。

(4)、初期対応、環境の確保ということで、①、議場及び委員会室等が使用不可能な場合でございますが、こちらは会議（本会議）、委員会が開催できる代替施設を選定する。②の音響、録音施設、議場、委員会室のシステム等が使用不可能な場合ということで、小型アンプ（スピーカー）及びワイヤレスマイク、ICレコーダー、タブレット端末、ストップウォッチ、残時間を表示した物品等により対応する。③、議会中継システムが使用できない場合。速やかな復旧に努める。使用できない期間は配信しないものとするが、ホームページにその旨を記載し周知に努める。

以上でございます。

**（宍戸一照委員長）**ただいま7の災害等発生時の議会運営について説明をいただきましたが、先ほど説明がありましたが、またここが一番最初の3行で、なお休会中の災害発生については、6、行動基準、(2)より対応するとございますように、これはあくまでも本会議、議会開会中ということでの災害対応ということでございますけれども、今説明がありました。これについて、また各会派にお持ち帰りいただいてご協議いただくわけですが、この内容についてご質問があればお述べいただきたいと思っております。

**（羽田房男委員）**10ページの左側の(1)、①、本会議の運営のBの(B)です。次の定例会議で対応可能な議案等は先送りをすると。どういう議案というふうに考え……私的には先送りをして審査をする議案というのはちょっと記憶がないので、ご説明いただければと思います。

**（議会事務局議事調査課長）**本来定例会議にあたりまして、最終日議決するもの、それはある程度締切りといいますか、予算であるとか、条例であるとか、期日が決まっているものですので、先送りというのはなかなか条例等では、補正等では考えられませんが、それ以外の報告の案件等もございますので、そういった報告案件なんかは必ずしもその定例会議の最終日でなくても、場合によっては次に回しても可能なようなものもあるかもしれません。そういったものにつきましては、次に先送りしても可能ではないかということで、具体的に細かく明示はしてございませんが、基本はやはりその定例会議の中で採決まで至るものであります。中にはそうでないものもあると。そういう場合においては先送り、次の定例会議できちんと時間を取って審査をいただくということの意味という形でございます。

(羽田房男委員) 承知しました。聞かれると、どういうのと言われるとちょっと私も答えようがないので。ありがとうございました。

(宍戸一照委員長) それで、ついでに、一緒に逆の立場でのCの急施を要する案件というのは、これはどういうふうな意味を、どういうふうな内容というふうに我々は理解すればいいのかな。逆の意味で。急施を要する案件。

(議会事務局議事調査課長) こちらは、今度(ア)との比較になってまいりまして、もし最終日に議決、採決できないという場合に(ア)のパターンが出てくるのですが、これは直近の時期に災害があって、直近の時期に緊急会議で対応する、きちんと議会を開いた中で議決をいただくという整理がありますが、これすらも難しいような場合も中にはあろうかと思えます。緊急会議を開くまでにある程度の期間、3日ないし、あるいは1週間という、そういうスパンになってまいりますが、それすらもかなわないような急ぎの場合、これにつきましてはここに、よその市では明確に記載しているところもありますが、一つ方法としてありますのはやむを得ずの専決というところ、そういったものもちょっと念頭に置いたCでございますけれども、緊急会議を開くいとまもないような急施のもの、急ぎのものにつきましては執行機関と協議をして、場合によってはそういった専決という可能性も出てくるのではないかと。ただ、ここにおきましては議会側のBCPですので、専決という表現は使わずに、執行機関と協議するというまでの表現にとどめて表したというものでございます。

以上でございます。

(宍戸一照委員長) 専決の場合は、内容、規模にもよると思うのだけれども、その辺の歯止め、ガイドラインというのは、歯止めというか、基準はあるの。極力専決は認めない、予算というものが必要とした場合、どの辺までをそれとして認めるのかというふうな。

(議会事務局議事調査課長) こちら明確に専決をどこまで認めるかというものは、執行機関との協議の中になりますので、およそ目安のようなものはございますが、この中で提示することはちょっと難しいという形でございます。ただ、委員長がおっしゃるように、金額であるとか内容、時期とか、そういったものをもろもろ精査して、さらに福島市議会は通年会議で行っておりますので、その中の整理の中で当局と十分な協議の中で適切な判断をしていくというところかと思えます。

以上です。

(宍戸一照委員長) 今2つの対比する内容についてご説明をいただきましたが、それらも含めて7についてご質問があればお述べいただきたいと思えます。

(後藤善次委員) 今例として専決が挙げられていましたけれども、今の段階で平時でもこの専決についてはこういう対応が行われているわけですね。だから、ここにあって載せなければならないのかとふと思ったのですが、いかがでしょうか。

(議会事務局議事調査課長) おっしゃるとおり、Cの記載、急を要する案件は執行機関と協議するという形を載せないという形もあろうかと思えます。その場合においては、緊急会議か、あるいは先送

りという形になりますが、ただ記載をしていなくても、通常であってもそういう形があるのであれば、そういった可能性の余地としてCの項目というのはあってもおかしくないのかなど。ただ、それが具体的に専決という方法でありますので、急施の場合は執行機関と協議をするのだというところの整理がBCPの中ではっきりと位置づけて整理をしていくというのはやったほうがよろしいのかなということでの記載でございます。

(宍戸一照委員長) これが緊急事態における一つの肝の部分なのかなということで、議会としても対応するというご理解をいただければと思います。

(山岸 清委員) 今のところと関係するのだけれども、定足数を満たさないとき、いろいろ書いてあるのだけれども、代表者会とか議会運営委員会を開催するというのだけれども、定足数来ないのだから、代表者の人も、議会運営の人もなかなか集まっていない事態になる可能性があるのだ、緊急事態。

【「みんな代理だ」と呼ぶ者あり】

(山岸 清委員) これは代理で、1人で、これは次に常任委員会のやつも会議の期間の延長の定めについて代表者会、議会運営委員会で協議すると、これはいいのだけれども、定足数を満たせないような状態になって緊急事態だから、協議するではなくて、初めから決めておいたらいいのでないかい。最初から定足数を満たさないで会議が流会したときは次の日に延長するとか、3日間延長するとか、そうしておかないとそのとき協議する代表者会とか議運の人が来ていなくて、協議も何にもできなくて、あるいは誰か来た人が、それが1人が決められなくなってしまっても困るから、最初からこれは流会……満たさないときはほかの代表者会も、議運の人も来ていない可能性あるだろう。議運、代表者もそれぞれ代理はできるけれども、全然来ない会派なんかではその人らを除いてやってしまっても困るから、最初から決めておいたらどうかというのが私の気持ちなのだけれども、それは無理かい。

(宍戸一照委員長) そうような書き方はどうかという質問ということで、修正についてはこの後会派の意見をいただいた上での協議ということになりますけれども、今のに対する質問ということで。

(後藤善次委員) 関連してちょっと。これ早急にというのは、本会議をやる予定の日にするということではないですね。早急にだから、次の日かもしれないし、3日後か、できる日を確認してやるという、そういうことも含まれているのですよね。

(宍戸一照委員長) あと、この後のコロナ感染症も含んでいきますから、その絡まりもあるので、取りあえずは今の問題について答えられる部分があれば。

(羽田房男委員) 関連。委員外議員の発言権はあっても、議決権はないというふうに思うのです。代表者会議の場合とかについては、代理で出席で可能ということですがけれども、私の記憶が間違いでなければ、発言権はあっても委員外議員は議決権はないという認識でよかったですでしょうか。それも含めて。

(宍戸一照委員長) 委員会の在り方ですね。

(羽田房男委員) ええ、そうです。

(宍戸一照委員長) そのとおりかと思えますけれども、なお確認ということで。

(羽田房男委員) ええ、確認で。

(議会事務局議事調査課長) まず、羽田委員のただいまのおただしにつきましては委員おっしゃるとおりでございまして、委員外議員の整理というのはそのとおりでございまして。

なお、山岸委員からお話があったのですが、場合分けといいますか、議運のメンバーも皆さん定足を満たしていない、代表者会も満たしていない、そういう可能性もあります。その場合については、こうだ、こうだというふうに規定するのが今後のためによろしいのではないかということではあるのですが、もう一回ご覧いただきまして、ここに記載しているのは本会議と議運、それから常任委員会、特別委員会までとしております。これ以外の議会の会議におきましては、協議等の場がございまして、もろもろのお集まりもありますし、そういったもの全てでなくてもかとは思いますが、場合分けした場合に代理のお話もそうですし、正副委員長お立場ある方の欠席の場合もそうですし、極めて複雑で膨大な記載になってしまいますので、実は福島市でこの記載した内容よりももっとあっさりとして、実際ここは議会運営でございまして、議長、正副委員長が法律、自治法、あるいは会議規則に基づいて行っていくぐらいの表現だけの自治体もございまして。それだけでは、いざという場合に実際に共通の認識で対応できない可能性もあるだろうということで、今回本会議、委員会までの記載でその場合においての必要な部分を記載したということでございまして、さらにこれ以上の可能性の要件まで記載するとしますと、実際それがあれば非常に分かりはいいのですが、なかなか現実的にそこまでの規定をするというのはちょっと複雑にもなりますし、いざというときの対応という部分でもしかすると逆にうまくいけなくなる可能性もあるかなという懸念もございまして、協議の中でこのぐらいの内容にとどめているという経過がございまして。

以上でございまして。

(宍戸一照委員長) あとは、山岸委員、意見というか、質問があれば、修正があれば会派としてお出しいただくということでよろしく願いいたします。

あと、それ以外について、内容について質問があれば、ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) なければ、先ほど申し上げましたとおり、この7については以上とし、あと会派意見の提出をお願いするということで進めてまいりたいと思います。

続いて、今度は8番目の感染症流行時の対応ということでの説明をお願いいたします。

(議会事務局総務課課長補佐兼庶務係長) それでは、資料の12ページ目でございます。8、感染症流行時の対応ということでございまして、感染症流行時の対応に関しまして、国や県及び市の状況を把握した上で、新型コロナウイルス感染症に対して令和2年3月以降の官庁通知及び代表者会での協議、確認による方法に準じ対応するものと記載をさせていただいております。

まず、(1)としまして、感染防止のための基本的対策の徹底ということでございまして、感染防

止の基本対策の徹底は議会機能の維持とご自身を感染から守り、また他人に感染を広げないということの重要な行動ですということで、今コロナでお示しされているような基本的対策の例示を記載させていただいております。そのときに求められている基本対策はしっかりとやりましょうということでの記載でございます。

続きまして、(2)番です。議員、事務局職員が感染症に感染した場合について記載をさせていただいております。まず初めに、①、感染した者は議長、また議会事務局に感染した事実を報告する。②、保健所等の指示に従い、濃厚接触者も確認を行い、適切な対応をする。③、感染した議員は県、市の方針にのっとり治療または療養し、登庁を控えるなど十分な感染予防に努める。④、自身が濃厚接触者となった場合も同様に県・市の方針に則り一定期間自宅待機するなど感染予防に努める。⑤、治癒、療養期間が終了した場合には、その結果を議長へ報告するというところでございます。こちらにつきましては、現在行っているコロナでの対応ということと同一の内容ということで記載をさせていただいております。

次に、(3)でございます。議会の会議等における感染予防対策について記載をさせていただいております。こちら本会議と委員会、それから傍聴と3つに分けてございます。まず、①、本会議。ここに記載しているものも、現在コロナ対策で行っているものを記載しているものでございますので、確認ということでご認識いただければと思います。まず、1つ、ア、議場入り口に消毒液を設置し、入場前に手指消毒を行います。イ、席の間隔を広げます。ウ、会議中を含め、窓を適宜開放し、換気を実施します。エ、第1演壇、第2演壇の前に発言時の飛沫防止のために透明の板によるシールドを設置します。オ、シールドは適宜消毒、除菌を行いますということで本会議の対策。

次に、②、委員会です。ア、委員会室入口に消毒液を設置し、入場前に手指消毒を行います。当局入替えの際にテーブルを消毒し、除菌を行います。ウ、会議中を含め、窓を適宜開放し、換気を実施しますという対応でございます。

次に、③でございます。傍聴についてでございます。こちら、ア、マスクの着用と入場時の消毒液による手指消毒を行います。万が一の際に連絡ができるように、氏名、連絡先を受付の際、記載いただく対応を行う。コロナ以前は、そういった記載をすることなく自由に傍聴できましたが、コロナになってから感染者が出た場合に備えて連絡できる体制を取っているということでそのようにしていただく。ウ、発熱などで体調が優れない中の傍聴はご遠慮いただく。エ、本会議についてインターネットでライブ中継及び録画中継を行っているということでホームページで周知するというところで、議場にお越しただかなくてもそういったものでご覧いただくことも可能だということをお知らせすると。オ、本会議については傍聴席を減らす。カ、委員会、協議会等の傍聴は中止または席を減らすというような対策を行うということで、ここまで全て基本的に②番のコロナの対策ということと同様の記載でございます。

次の(4)、(5)については、議事のほうから説明いたします。

**(議会事務局議事調査課課長補佐兼議事係長)** (4)の感染症拡大時の本会議、委員会の開催についてでございますが、こちらは先ほどご説明いたしました7の災害発生時の議会運営の(1)、議員が被災した場合及び(2)、説明員が被災した場合と同様とするということで、7番と同じように定足数で整理をさせていただいたというところでございます。

(5)、事務局職員が感染症に感染した場合の業務体制というところになりますが、こちらも7の災害発生時の議会運営の(3)、事務局職員が被災した場合と同様すると記載させていただいたのであります。

説明は以上でございます。

**(穴戸一照委員長)** ありがとうございます。ただいま8番目の感染症流行時の対応について説明を受けましたが、これについて内容について質問があればお述べいただきたいと思えます。

**(山岸 清委員)** 傍聴する傍聴者の人の住所、連絡先を受付のとき記載いただくのはいいことなのだけれども、これが適当なのを書かれたら何にもならないのね。だから、免許証とか保険証とか、そういうのを持ってきてもらって確認するところまで……いや、この間集まりへ行ったら、本当に講演会で聞いていたら座席番号まで記載してやるのだ。座ったところの座席番号を書いてくださいと。当然その会議はあらかじめ名前を確認してもらっているからいいのだけれども、そこまでは神経質か。免許証、保険証にて確認なんていうのは神経質過ぎか。性善説に基づけばいいのだけれども。結局これは、誰か感染したらあなたも危ないですよと連絡しているやつなのだよ、後からの。だから、そのとき適当なことを書かれたら何にもならないのだけれども、そういうことも含めてどうだい、事務局の考えとしては。

**(議会事務局総務課課長補佐兼庶務係長)** 傍聴の際の連絡先の記載については、現在あくまでもお願いでございますので、そういった正式な証明書などの提示までを求めることはしてございません。極論を言ってしまうと、連絡先の記載を拒否されても傍聴まで認めないということとはできないというふうに思っておりますので、あくまでもその記載についてはお願いレベルということでございますので、現在そういった対応でございますし、今後もそういった対応というふうになると考えているところでございます。

**(山岸 清委員)** 今まで傍聴に来た人で氏名、住所を書くのは嫌だという人はいた。

**(議会事務局総務課課長補佐兼庶務係長)** お一人いらっしゃったと。

**(後藤善次委員)** 一応確認。傍聴ロビーは含まないですよ。新しくなって、傍聴ロビーができましたよね。入り口のところに、子供さん連れてきた方が外で。そこは対象にならない。

**(議会事務局次長兼総務課長)** 新しい議会フロアの中の、いわゆる議場に入る前のスペースの部分の方の記載というところかと思いますが、まずそこまでちょっと整理はしてございませんけれども、今のところは議場に直接入る方であればそういった許可等は出てこないのかなというふうに認識しております。

**(羽田房男委員)** 12ページの議員、事務局職員が感染症に感染した場合ですけれども、②の保健所等の指示に従い、濃厚接触者の確認を行い、適切な……保健所の指示に従いということになりますと、全数把握から定点把握方式に変更されて、保健所で把握できるのは65歳以上とか、あとは病気を持っている人は何というのだけ。

【「既往症」と呼ぶ者あり】

**(羽田房男委員)** 既往症というか、重症化リスクが高い人というか、そういう方なのですが、これって可能なのかなというふうに。保健所の指示に従い、濃厚接触者の確認を行い、適切な対応を取れるのかなという、それがちょっと疑問でした。

**(議会事務局総務課課長補佐兼庶務係長)** 記載は指示に従いと記載をしていますが、濃厚接触者がどういった範囲の濃厚接触かというのが今回のコロナも変わってきています。その濃厚接触者の範囲は保健所なり国等で示したものになってくると思いますので、この示されたものの範囲の方がいなかどうか、仮にいたのであればそういった方にちょっと連絡をして、この方も対応してもらおうということの考えでございましたので、表現が分かりづらいとするとちょっと直す必要があるのかもしれませんが、そのときにどういう人が濃厚接触者なのかということがその時々で多分変わってくると思われるので、その指定というか、指示というか、それに従って対応してくださいという意味でございました。分かりづらいとすれば、ちょっと表現を考えたいと思います。

**(羽田房男委員)** 実は濃厚接触者に関して、以前は県のほうから食料、簡易のものですけれども、支給されたりしておったのですが、ちょっとある方にお聞きをしたら、担当者にお聞きをしたら、少々のお買物ぐらいはいいのではないかみたいな、そういうことをおっしゃって、指定感染症で濃厚接触者に確認というか、判定された方が出歩いていいのみたいな、そういう認識があったものでお聞きをしました。

もう2点かな、③と④なのですが、これは議員と事務局職員に対してなので、③の予防に努める、④は予防に努める、対応を取るというふうに、努めるのではなくて、そういう対応を取ってくださいという表現のほうがよろしい、意見としてですが、申し上げたいと思います。

あと、傍聴者ですけれども、オの部分です。本会議は傍聴を減らす、減らすことができるというふうに、傍聴者に対しての表現なので、議員に対しては努めろとか、こうしなさい、あしなさいではないのですけれども、傍聴者の皆さんなので、減らすという表現ではなくて、減らすことができるというような表現を、柔らかくお伝えできないかなという、そういう規定にはならなかったのですか、やっぱり。その辺だけです。減らす。今までも傍聴者は何人ですと減らしてはいるのですが、これお示しすることになるので、何だ、傍聴者を減らす、どういう感覚でいるのだみたいな誤解を招くと困るので、減らすことができるというふうにはならなかったのかなというふうに思います。それは、会派の意見として出しますので、そういう思いがあるということでお聞き留めいただければ幸いです。

以上です。答えは結構です。



(宍戸一照委員長) そうすると、(2)の③と④、そして今の③のオについては会派の意見として後ほどお出しいただくということで、事務局として……

(羽田房男委員) ええ、出しますので。時間も皆さんちょっとお忙しい時期なので。

(石山波恵委員) (3)のエとオの第1演壇、第2演壇の前面のシールドの洗浄というか、あれなのですけれども、このコロナ禍2年半の間で私たち第2演壇を使うときもシールドがあって、質問するほうも今回は取ってやっていいよ、今回はつけたままやりなさいとかと毎回毎回第2演壇を使うところの人も取ったりつけたりが、状況によってなのでしょうけれども、それが思わず後ろからマスク取れ、ああ、そうだった、今回は取っていいのだみたいな、そういう部分で、質問し終わった後の清掃はいいのですけれども、第1演壇の場合、向こう側でもマスクをして……しないでやるのでしたら毎回の除菌とかは分かるのですけれども、マスクをして、新たにまたやって、1人終わるとまた拭いて、またというような清掃の除菌のやつなのですけれども、やっぱりマスクはしつつも、清掃というものも最初から見ると大分簡素化してきた感じには見るのですけれども、拭き方にしても、こちら側にしてみれば何かマスクしているのだからいいのではないかと思ってしまうのですけれども、やはりそれは定義みたいなやつで、最初は5回ぐらいずつやっていたのです。だんだんと、私一番前だから見えるのですけれども、やっぱりそれは何かお示しでやっているような感じしか見えないのだったらやらなくてもいいのではないかという思いもあるのですけれども、マスク外していたら当然それは分かるのですけれども……

【「いや、その人も仕事だから」と呼ぶ者あり】

(石山波恵委員) そう。仕事なのですけれども、でもやっぱりこちらも何かいろんな意味でちょっと不思議な部分を感じていたので、例えば感染症の間は質問する方も必ずつけたままでやるとか、今回は外せとか外さないとか、あと拭き方のルールというか、何かそういうのもクリアにしたほうがいいかなというふうなのがちょっと思ったので、マスク着用、不着用関係なく、その辺の対応は疑問に思ったものですから、声を上げさせていただきました。

(議会事務局議事調査課長) 今石山委員からお話ありましたシールドと我々呼んでいます消毒作業、それにつきましては当初コロナ禍からシールドを第1演壇、それから第2演壇に設置をいたしまして、シールドをつけて、発言者が登壇されて、その後におきましてはマスクの着脱に関係なくシールドはやっていておりまして、会議中第1演壇ですとそのまま委員長報告なんかもありますので、休憩が入らないパターンが多いものですから、どうしても会議中に職員が出て……今も5回、4回はやっている感じなのですが、前面を拭いて、最後にマイクを拭くというマニュアルの中で対応しております。これにつきましては、実は第2演壇もやっておりまして、マスクをして議員の方が終わった後休憩が入りますので、休憩中に職員が第2演壇は第2演壇でまた消毒をしているということで、マスクの着脱の有無に限らず、消毒が必要とあれば原則行うという対応にはしております。さらに、マスクの着脱につきましては、こちら議長のご判断の中で一つの目安としましてはまん防であるとか、緊急事態宣

言とか、そういう感染者が少し増えた会議においてはマスクをつけていただく、あるいはそういう時期でない場合はマスクを外していただくということで、感染状況に応じてその辺議長のご判断の下対応していたという経過がございます。その後議員の皆様が代表者会等を通じてお知らせをして、今回つけるか、つけないかというのはその代表者会の中での確認をした上でお願いしているという対応でございます。こちらマスクの着脱につきましては、やはり感染状況もいろいろ変わりますので、その都度の判断というのもまたしかるべきかなというふうに認識しておりますが、委員から今そういうご意見もあったことも踏まえて適切に判断していきたいと思っております。

以上でございます。

**(穴戸一照委員長)** 今石山委員からシールドとマスクの着用について質問、意見等がございましたけれども、整理する部分については当局のほうで整理をしていただいて、今後の本会議、委員会運営でそれを実施していただくということで整理をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

ほかにごございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

**(穴戸一照委員長)** それでは、先ほどと同じように8番目の感染症流行時の対応についてもご意見があれば、後の報告において質問並びに意見を提出していただきたいと思っております。

感染症流行時の対応については以上といたしますが、ここで皆様にご提案ということでお話を申し上げたいと思っております。委員の皆様も既にご承知かと思っておりますけれども、感染症対応に資するオンライン会議について、他の市、先日お示しいたしました大津市とか所沢市とかにおいてもオンライン会議の導入ということが資料等に含まれております。新たな事例としてオンライン会議を含めるということが最近見受けられております。特に本市の場合は、ご承知のとおり通年会期制であるということでございますから、いつ何どき委員会の開催もしくは本会議の開催ということも可能な状況になっております。そうした場合、やはりそれなりの対応というのがこれから求められるということではないかというふうに思っております。そうした中で、総務省では令和2年4月に委員会のオンラインによる開催に関する通知を発出し、委員会においては条例や会議規則等について必要に応じて改正等の措置を講じた上で開催することは可能というふうな見解が示されております。本会議につきましては、自治法上出席ということが一つの本会議の開催要件でございますので、本会議についてはまだ自治法上の改正が行われていないので、他市の事例を見ましても本会議についてはそのままということになっておりますけれども、委員会についてはそのような取組が既に始まっていると。そうした場合、本市においても今回BCPということで緊急時の業務継続という中において、感染症の対応を目的としましてオンライン会議の導入について検討を加えている。これから皆様の議論の中で、検討を加えるかどうかも含めて検討を加えていきたいというふうに考えておりますので、その辺について今後議論を進めたいというふうに思っております。そうした中で、事務局より今日頭出しということで他市の事例及び

総務省令について説明をさせていただき、皆様に各会派にお持ち帰りいただきまして、説明をいただいて意見の集約をお願いしたいと思っておりますので、事務局、説明をお願いいたします。

**（議会事務局議事調査課課長補佐兼議事係長）** それでは、資料の準備をしております。⑤の全国知事会議長会通知の抜粋ということで、⑤のほうをお開きいただければと思います。

それでは、こちらに令和4年2月に全国市議会議長会のほうから出されましたオンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等の改正に関する検討結果報告という資料がございます。今回は、ちょっと資料の内容も膨大になっておりますので、目次と初めにということで、こちらは今委員長のほうからご説明があったとおり、令和2年4月に総務省の新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催の方法についてという通知を受けて検討会をしましたというような作成の経緯について書いた初めにの文章をつけております。こちらを見ていただければというふうに思っております。

こちら資料の中では17ページ、3枚目に入っているものでございます。こちらが令和2年4月30日に総務省のほうから出ました通知について載せております。こちらは、新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法についてで、総務省のほうから出された通知の原本でございます。議長会のほうの資料の一部として載っておるものでございます。こちらは、新型コロナウイルス感染症における会議の開催方法についてのものであります。これは、本会議については議場に参集していることが必要であるということでオンライン会議はできない。委員会に関しましては、条例や会議規則の改正が必要ではあるが、セキュリティーや議員本人確認等に注意が必要ではあるが、オンライン会議は可能であるという内容の通知でございます。

その2ページ後に、福島県市議会議長会のほうから令和2年7月16日に発出された委員会のオンラインによる開催に関する総務省の通知というものを載せております。こちらは、新型コロナウイルスに感染しないためには参集することを控える必要があることから、オンライン会議を検討している市議会においては通知内容を参考に適切に対応してくださいというような通知が出されたものであります。

それでは次に、⑥の資料をご覧くださいというふうに思っております。こちらは、地方議会における委員会のオンライン開催の状況ということで、今オンラインによる委員会条例や会議規則の改正を実際にしている自治体やオンライン開催予定としている自治体がどのぐらいあるかというのは、こちらは総務省で作成した通知になります。こちらは、総務省が令和4年1月1日現在での調査をオンライン会議で対応する委員会条例や会議規則等の改正とオンライン議会の開催状況について、アンケート調査を実施した結果についてまとめたものでございます。中段にあります2番の委員会条例や会議規則の改正とオンライン委員会の開催状況というところをご覧くださいと思います。①については、条例等の改正状況が書いてあるところがございます。赤く囲んでおるところなのですが、こちらは条例や規則の改正を実際にされている部分と、あと改正予定の部分を含めると、都道府県に

については26議会で改正、改正予定ということで、55%ぐらいのところはオンラインの改正、また改正予定というふうになっているようです。政令指定都市につきましてはその下に書いてありますが9議会で、改正、もしくは改正予定のところを両方含めると大体45%ぐらいの市のほうでは改正予定というふうになっておるようでございます。政令指定都市を除く市の部分につきましては、180議会のほうで改正または改正予定をされているということで、その割合については23%になりますが、福島市と同様の中核市に関してなのですが、こちら資料としては出ておりませんが、他市のほうで調査をした結果が出ておまして、19議会が改正を行っているというような状況でございまして、その割合は31%というふうになってございます。

資料の説明としては以上でございます。

**(穴戸一照委員長)** 今地方議会におけるオンライン会議の全国の例も示していただき、総務省令というものも示していただきました。今回説明を受けましたけれども、BCP委員会としては今後この問題についても協議をしたい、次回以降この問題について協議をしたいと、導入について、オンライン会議の、ということでもありますけれども、協議を続ければ当然議運、さらにはICT活用検討会等での協議も併せて並行して行われなければならないというような状況でございまして、当然我々BCP委員会での検討というものがそちらのほうにも影響を与えるということになろうかと思っております。これらの諸手続きを進めた上で、このBCP計画にオンライン会議というのを盛り込むかどうかとも決定されることになろうかなというふうに考えるところでありますが、これらについてただいまの説明を含めてご質問のある方はお述べいただきたいと思っております。

**(後藤善次委員)** 今説明の中核市をご説明いただいたときに、19の市が改正をしていて、31%、これ改正予定というのは分かるのですか。

**(議会事務局議事調査課長)** 申し訳ございません。今説明がちょっと漏れていたといいますが、改正及び改正予定が19でございまして、61分の19ということで、これは今年の5月に調査が来まして、7月1日現在で回答してくださいという状況ですので、国の1月よりも少し新しい状態なのですが、今のところ改正予定を入れて19、31.1%という割合でございまして。

**(後藤善次委員)** この②の表は、①の表の改正済みの中のデータということですね。

**(議会事務局議事調査課長)** ①は改正状況でございまして、予定も含めて足し算しなければならないですけれども、今後藤委員おっしゃった②のほうにつきましては実際規則なり条例なりを改正した上でオンライン会議をやった実績がある自治体数ということになります。こちらは、数字的には非常に少ないのですが、記載してある実際に開催した団体、あと先行も含めると大体64ぐらいということで、上の数字の中の64が何かしらの形で実際対応したという見方になります。

**(穴戸一照委員長)** これで福島県内にも中核市が幾つかありますけれども、その中核市、3つか、3つの状況を、他の市2つは状況はどうなっていますか。いわき市と郡山市。

**(議会事務局議事調査課長)** 今委員長からおただしありました郡山、いわきにつきましては、現在の

ところオンライン会議は導入しておりません。

(渡辺敏彦委員) これやる、やらないは別にして、ICTで課長のほうから我々指導を受けているのだけれども、一回勉強会をやるように要望したいと思います。今の状況ではできないのでしょうか。これのできるのかい。

(議会事務局議事調査課長) 実はいろいろ環境面で考えなければならないことはあるのですが、ズームもアプリで入っていきまして、ズームはこれは無料版でございまして。時間が制限されるとかいろいろあるのですが、今の状態で全然できないかということ、正式な委員会とか何かまでいろいろ越えなければならないハードルはあるのですが、基本的にはオンラインで簡易なやり取りみたいなことは今でもできます。ただ、無料版でございまして、これを有料版、ホストの数とか、時間が40分ぐらいで切れてしまうとか、あとハウリングがあるので、委員会室でどうやるかとかといういろんな課題はあるのですけれども、まず最低限オンライン会議をやるべきものというのに入っているということで、ICT活用検討会でも2回ぐらいズームで皆さんに体験のような形で見ていただいておりますが、それをどのように進めていくかというのはいろいろ考えなければなりません、最低限の環境はあるという状況でございまして。

(穴戸一照委員長) 基本的にこのBCP委員会で、例えばコロナ感染症とか、そういうものが流行した場合、一方において委員会が開催されるというような場合、出席できないという場合にはオンライン会議での出席も可能であるとする場合は委員会規則等の改正とか、様々な課題は今のよう質問のとおりありますけれども、我々このBCP委員会として検討をしてどうかというようなある程度の結論が出れば、当然議運とかICT活用検討会で検討が進められるのかなと、そのきっかけになるのかなというようなことではありますので、今後会派で意見の集約をお願いし、質問等も整理をお願いして提出をお願いしたいと思います。先ほど来申し上げているとおり、オンライン会議の導入検討については会派持ち帰りとしてご意見をいただければと思いますので、この件については以上としてよろしゅうございませうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(穴戸一照委員長) それでは、本日の協議内容は以上であります。本日の協議内容をお持ち帰りいただき共有いただき、会派でのご意見、修正等についてはまとめていただき、事務局まで提出をお願いしたいと思います。なお、提出日については後ほど確認いたします。

正副委員長からは以上ですが、最後にその他といたしまして皆様のほうから何かございませうか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(穴戸一照委員長) それでは、以上で本日の議会機能継続計画策定特別委員会を閉会といたします。

午前11時25分 散 会

議会機能継続計画策定特別委員長

穴戸 一照